

二 第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第一号の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るもの）をした者

二 第二条第一項において準用する信託業法第二十七条の規定に違反して、同条の規定による情報（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るもの）を除く。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

第十六条 第九条又は第十条の規定による信託業務の停止の命令に違反した者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第一項において準用する信託業法第二十四条第一項第一号の規定に違反して、同号に掲げる行為（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。）をした者又は第二条第一項において準用する同法第二十四条第一項第三号若しくは第四号の規定に違反して、これらの規定に掲げる行為をした者

二 第二条第一項において準用する信託業法第二十七条の規定に違反して、同条の規定による情報（同法第二条第三項各号に掲げる信託の引受けに係るものに限る。以下この号において同じ。）の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

三 第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項の規定に違反した者

四 第二条第一項において準用する信託業法第四十二条第一項から第三項までの規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

五 第二条第一項において準用する信託業法第四十二条第一項から第三項までの規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第七条の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書を提出せず、又はこれらに記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項について虚偽の記載をした者

七 第八条第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

八 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の三第一項の規定による指定申請書書き類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録をしてこれらを提出した者

九 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の九の規定に違反した者

十 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十第一項の規定による報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

十一 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十一第一項若しくは第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をせず、又はこれらの規定による当該職員の質問に対しして答弁をせず、若しくは虚偽の答弁を拒み、若しくはこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

十二 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十二第一項の規定による命令に違反した者

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第一項において準用する信託業法第六法第三十九条第二項（第二号を除く。）の規定に違反した者

二 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十九条第二項（第二号を除く。）の規定に違反して、認可を受けないで業務の内容又は方法を変更した者

三 第三条の規定に違反して、認可を受けないで業務の内容又は方法を変更した者

四 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の四第一項の規定に違反して、その職務に関するて知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

第十八条の二 前条第二号の場合において、犯人は情を知つた第三者が受けた財産上の利益は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

二 金融商品取引法第二百九条の二及び第二百九条の三第二項の規定は、前項の規定による没収について準用する。この場合において、同法第二百九条の二第一項中「第二百九十八条の二第二

項又は第二百条の二」とあるのは「金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第十八条の二第一項」と、「この条、次条第一項及び第二百九条の四第一項」とあるのは「この項」と、「次条第一項中「混和財産(第二百条の二の規定による)に係る不法財産が混和したものに限る。」とあるのは「混和財産」と、同法第二百九条の三第二項中「第一百八十八条の二第一項又は第二百条の二」とあるのは「金融機関の信託業務の兼營等に関する法律第十八条の二第一項」と読み替えるものとする。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第二条第一項において準用する信託業法第六条第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

二 第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の表示をした者

三 第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第三項の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の表示をした者

四 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第一項(第二号を除く。)に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

五 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条第二項の規定に違反した者

六 第二条の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項(第一号から第四号まで及び第六号を除く。以下この号において同じ。)の規定に違反して、同項の規定による情報の提供をせず、又は虚偽の情報の提供をした者

第十九条の二 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十一若しくは第八十五条の十三第九項の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者は、百円以下の罰金に処する。

第十九条の三 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十三第三項の認可を受けないで紛争解決等業務の全部若しくは一部の休止又は廃止をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項、第二項若しくは第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の八第一項の規定による報告をせぬ、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十八第一項の規定による届出をせぬ、又は虚偽の届出をした者

四 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の十九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

六 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十三第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

七 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二十四第三項の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

八 第十二条の四において準用する信託業法第八十五条の二又は第十六条 三億円以下の罰金刑

九 第十七条（第九号を除く。） 二億円以下の罰金刑

一 第十五条の二又は第十六条 三億円以下の罰金刑

三 第十八条第二号 一億円以下の罰金刑

四 第十七条第九号、第十八条（第二号を除く。）又は第十九条から前条まで 各本条の罰金刑

る合併手続の特例等に関する法律(以下「旧担保附社債信託法等」という。)の規定により大蔵大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼當等に関する法律、私的占いの禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、証券投資信託法、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小企業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、外國為替銀行法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、金融機関の合併及び転換規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、預金保険法、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法又は銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(以下「新担保附社債信託法等」という。)の相当規定に基づいて、内閣総理大臣その他の国機関に対してされた申請(届出その他の行為とみなす)がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを「新担保附社債信託法等の相当規定により内閣総理大臣その他の相当の国機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。
(大蔵省令等に関する経過措置)
第三条 この法律の施行前に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。
(罰則に関する経過措置)
第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成九年一二月一〇日法律第一二七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。
附 則 (平成九年一二月一〇日法律第一二二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律(平成九年法律第二百二十号)の施行の日から施行する。
附 則 (平成一〇年一〇月一六日法律第一三一号) (施行期日)
第一条 この法律は、金融再生委員会設置法(平成十年法律第二百三十号)の施行の日から施行する。
(経過措置)
第二条 この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼營等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法

保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るために麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等による事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「新担保附社債信託法等」という。）の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関にて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

百九条第一項の改正規定並びに附則第三十五号、第三十六条の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

第四十一条 この法律（附則第二条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）

第四十二条 附則第二条から第十九条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二十六年四月四日法律第五)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第一条中金融商品取引法第三十七条の六の 一及び二

条、第四十五条第一号、第五十九条の六、第六十条の十三及び第六十六条の十四第一号

の改正規定 同法第七十七条に一項を加える
改正規定、同法第七十七条の二に一項を加え

定並びに同法第百五十六条の三十一の次に一
条之加えら文三規定、第二条口無及義法目次

の改正規定（第十三条）を「第十三条ノ二」に改める部分に限る。）、同法第九条の改正規

定及び同法第二章口第一三条の次に一一条を加える改正規定、第三条中金融機関の信託業務

条の二の改正規定、第四条中農業協同組合法
第十一条の二の四の改正規定、司法第十一條

の三の次に一条を加える改正規定 同法第十一条の十の三の改正規定、同法第十一條の十

第十一条の十二の次に一条を加える改正規定

中水産業協同組合法第十二条第四項第二号及び第十二条の九の改正規定、司法第十二条の

ひ第十一條の力の改正規定 同法第十一條の十の次に一条を加える改正規定、同法第十一

条の十三第二項及び第十五の七の改正規定、同法第十五の二を同法第十五条の九の三とし、同法第十五条の九の次に一条を加える改正規定並びに同法第九十二条第一項、第九十六条第一項、第一百条第一項、第一百条第一項及び第百二十一の五の改正規定、第六条中小企業等協同組合法第九条の七の三及び第九条の七の四並びに第九条の五第二項の改正規定並びに同法第九条の九の次に二条を加える改正規定、第七条中信用金庫法第八十九条第一項の改正規定（提供等）の下に「指定紛争解決機関との契約締結義務等」を加える部分に限る）、同条第二項の改正規定及び同法第八十九条の二の改正規定（第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の六（書面による解除））を「第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等）」に改める部分に限る）、第九条中労働金庫法第九十四条第一項の改正規定（提供等）の下に「指定紛争解決機関との契約締結義務等」を加える部分に限る）、同条第二項の改正規定及び同法第九十条の七まで（保証金の受領に係る書面の交付）、第三十七条の四の改正規定、第十条中銀行法第十二条の三を同法第十二条の四とし、同法第十二条の二の次に一条を加える改正規定、同法第十三条の四の改正規定、同法第五十二条の二の五の改正規定（第三十七条の五（保証金の受領に係る書面の交付、書面による解除、指定紛争解決機関との契約締結義務等））を「第三十七条の六の受領に係る書面による解除）」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面による解除）」に改める部分に限る）、及び同法第五十一条の四十五の二の改正規定、第十一中貸金業法第十二条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第四十一条の七に一項を加える改正規定、第十二条中（書面による解除）」を「第三十七条の五から第三十七条の七まで（保証金の受領に係る書面による解除）」に改める部分に限る）、同

法第九十九条第八項の改正規定、同法第二編第三章中第五十五条の次に二条を加える改正規定、同法第一百四十九条の改正規定、同法第二百四十九条第一項第三号の次に二号を加える改正規定、同法第二百七十二条の十三の次に二条を加える改正規定、同法第二百九十九条の次に一条を加える改正規定及び同法第三百条の二の改正規定、第十三条中農林中央金庫法第五十七条の次に一条を加える改正規定、同法第五十九条の三の改正規定、同法第五十九条の七の改正規定（第三十七条の五、第三十七条の六）を「第三十七条の五から第三十七条の七まで」に改める部分に限る。）及び同法第五十五条の五の改正規定、第十四条中信託業法第二十三条の次に一条を加える改正規定並びに同法第二十四条の二及び第五十条の二第二項の改正規定、第十五条中株式会社商工組合中央金庫法第二十九条の改正規定、第十七条中証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第五十七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律目次の改正規定（第十九条）を「第十九条の二」に改める部分に限る。）及び同法第三章中第十九条の次に一条を加える改正規定並びに附則第八条、第九条及び第十六条の規定（公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（罰則の適用に関する経過措置）
第十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。（政令への委任）
第二十条 第二条から第五条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)

（施行期日）
六号抄
附 則 **（平成二四年九月一二日法律第八**
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
六月を超えない範囲内において政令で定める日
から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定
は、当該各号に定める日から施行する。
一 附則第四条第十三項及び第十八条の規定
二 公布の日
第一条、次条及び附則第十七条の規定
布の日から起算して一年を超えない範囲内に
おいて政令で定める日
**三 第三条並びに附則第七条、第九条から第十九
一条まで及び第六条の規定** 公布の日から
起算して三年を超えない範囲内において政令
で定める日
（罰則の適用に関する経過措置）
第十八条 この法律（附則第一条第二号及び第三
号に掲げる規定については、当該規定）の施行
前にした行為に対する罰則の適用については、
なお従前の例による。
（政令への委任）
第十九条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に定める日から施行する。

て同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例による(こととされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十七条 附則第一条から第十五条まで及び前条に定めるもののはか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第三十八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの

七条第二項の改正規定に限る。)、第三十二
条、第三十六条及び第三十七条の規定 公布
の日から起算して二十日を経過した日

条第一項の改正規定、第二十一條の規定並びに附則第三十条（株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三条第二項の改正規定に限る。）、第三十一条（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構等（平成二十三年法律第二百三十三号）第十

め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に一項を加える改正規定、第十五条の規定、第十九条のうち農林中央金庫法第五十八条中第五項を第六項とし、第四項の次に一項を加える改正規定、第二十二条中信託業法第九十一条、第百三十条、第七十六条又は第七

加える改正規定、第八条の規定（投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十二条の改正規定を除く。）、第十四条のうち銀行法第十三条中第五項を第六項とし、第四項の次に二項を加える改正規定及び同法第五十二条の二

第一
条

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四四号)
抄
(施行期日)

置を講ずるものとする。

十条第一項の改正規定並びに第二条（金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第三条の改正規定に限る。）、第三条（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第四項の改正規定（「第三十八条」の下に「（第七号を除く。）」を加える部分に限る。）及び同法第二条の二の改正規定を除く。）、第四条（農業協同組合法第十二条の二の四、第十二条の十の三及び第十九十二条の五の改正規定を除く。）、第五条（消費生活協同組合法第十二条の三第二項の改正規定を除く。）、第六条（水産業協同組合法第十二条の九、第十五条の七及び第一百二十二条の五の改正規定を除く。）、第七

定」に改める部分に限る)、同条第四項の改正規定(規定二を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る)、同法第二百九条の次に二条を加える改正規定、同法第八章の次に一章を加える改正規定並びに同法第二百

条及び第四十九条の一、第五十条の二第四項、第五十七条の一第五項、第五十七条の十四第二項及び第三項並びに第六十三条第四項の改正規定、同法第六十五条の五第二項の改正規定（規定（一）を「規定並びに」に、「罰則を含む。」）を「第八章及び第八章の二の規定

（第八章 罰則（第一百九十七条—第二百九十二条）を「第八章 罚則（第一百九十七条—第二百九十三条）」／第八章の二 没収に関する手続等の特例（第二百九条の四—第二百九十三条の七）に改める部分に限る。）、同法第四十九条、第四百六条の六第三項、第四百七

該各号に定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
第一條中金融商品取引法第八十七条の二第二項ただし書の改正規定並びに附則第十七条及び第十八条の規定
第一項中金融商品取引法第八十七条の二第二項ただし書の改正規定並びに附則第十七条及び第十八条の規定

法律（以下この条において「改正後の各法律」といいう。）の施行の状況等を勘案し、必要があるものと認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措を講ずるものとする。

七

百二十三条の三第一項の改正規定を除く。）、第十条（信用金庫法第八十九条の二の改正規定を除く。）、第十二条（長期信用銀行法第十

二項の改正規定を除く。)、第八条(協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二の改正規定を除く。)、第九条(投資信託及び投資法人に関する法律第一百九十七条规定及び第二

(罰則の適用に関する経過措置) 内において政令で定める日 第十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十八条 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

（平成二十三年法律第三十九号）第四十三条
第一項の改正規定（「規定」を「規定並びに
罰則を含む。」）を「同法第八章及び
第八章の二の規定」に改める部分に限る。」
及び同条第四項の改正規定に限る。」の規定
並びに、第二項の規定を「規定」に改め、直
接して第一項の規定を「規定並びに罰則を
含む。」とする。

五号）附則第二十条の改正規定を除く（第十四条（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第六十三条第一項の改正規定（「規定（一）を「規定並びに」に、「罰則を含む。」を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。）に限る

除く。）、第十七条（信託業法第二十四条の二及び附則第二十条の改正規定を除く。）及び第十八条（株式会社商工組合中央金庫法第六条第八項及び第二十九条の改正規定を除く。）の規定並びに附則第十三条（証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第六十

、第十三条（銀行法第十三條の四、第五十二条の二の五及び第五十二条の四十五の二の改正規定を除く。）、第十四条、第十五条（保険業法第二百条の二の改正規定を除く。）、第十六条（農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第九十五条の五の改正規定を

二項の改正規定を除く。)、第八条(協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二の改正規定を除く。)、第九条(投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条及び第二百二十三条の三第一項の改正規定を除く。)、第十条(信用庫法第八十九条の二の改正規定を除く。)、第十一条(長期信用銀行法第七条の二の改正規定を除く。)、第十二条(労働金庫法第九十四条の二の改正規定を除く。)

と認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十九条 (検討) 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘査し、必要がある

に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第一百二条、第一百七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る。）、第一百十一条、第二百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第一百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）及び第二百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定 公布の日

は、政令で定める。
附則（令和元年六月一四日法律第三七号）抄

る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、同法第五十二条の六十の十七の改正規定(「に対する誠実義務」を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分を除く。)、並びに同法第六十三条の二の五第三号及び第四号の改正規定、第十四条中保険業法第九十九条第八項の改正規定、同法第一百条の五の見出し及び同条第一項の改正規定、同条第二項を削る改正規定、同条第三項の改正規定、同項を同条第二項とする改正規定(同法第三百条の二の改正規定(「に対する誠実義務」)を削る改正規定、同条第一項の体制整備)に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分に限る。)を除く。)、並びに同法第三百一十七条の二第八号並びに第三百十九条第四号から第六号まで及び第十二号の改正規定、第十六条の規定、第十七条中農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七、第五十五条の五並びに第九十九条の二の第五号及び第四号の改正規定、第十八条(信託業法第二十四条の二の改正規定(「に対する誠実義務」)を「の利益の保護のための体制整備」に、「掲示」を「掲示等」に改める部分及び「募集等の禁止」の下に「出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止、出資対象事業の状況に係る情報が提供されていない場合の募集等の禁止」を加える部分に限る。)を除く。)、第二十四条第一号及び第四号の改正規定並びに附則第九条、第十八条から第二十二条まで、第二十三条(第一項を除く。)、第二十四条から第三十二条まで、第三十五条、第三十

六条及び第五十七条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 第四条の規定(附則第一条第四号に掲げる改正規定に限る。以下この条において同じ。)による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(附則第三十一条第二項から第四項までにおいて「第四号新兼営法」という。)第二条の二において読み替えて準用する第四号新金融商品取引法第三十七条の六第一項の規定は、第四号施行日以後に成立する同項に規定する特定信託契約の解除について適用し、第四号施行日前に成立した第四条の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(附則第三十一条第二項から第四項までにおいて「第四号旧兼営法」という。)第二条の二において読み替えて準用する第四号旧金融商品取引法第三十七条の六第一項に規定する特定信託契約の解除については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十七条 この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下のこの条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第六十九条 政府は、この法律の施行後五年を用途として、この法律による改正後のそれぞれの法律(以下この条において「改正後の各法律」という。)の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。